ること。

11　取得しようとする社債が転換社債及び新株引受権付社債の場合は、「２　取得しようとする社債」欄の「銘柄」欄にその旨記入すること。また、「償還日及び元利の支払方法」欄は、次の例にならつて記入すること。

（例：償還日は〇年〇月〇日、元利金は本邦において円価で支払う。）

12　「５　取得目的等」欄中「⑴　取得目的」欄には、「資産運用」、「経営関与」、「関係会社の設立又は資金調達の支援」、「国内会社との合弁会社の設立」等の取得目的を記入すること。「⑵　取得に伴う経営関与の方法」欄には、「取締役の選解任」、「株主総会における株主提案」、「経営支配に関する契約の締結」等の経営関与の方法を記入すること。「⑶　取得後の事業計画」欄には、取得後に発行会社の事業計画に影響を与えることを予定している場合、当該内容を記入すること。「⑷　事前届出業種に該当する事業の取扱い」欄には、取得後の事前届出業種に該当する事業の取扱いに関する事項を記入すること。なお、⑵から⑷までの欄は、「資産運用」及び「関係会社の設立又は資金調達の支援」の場合は記入を要しない。

13　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」とは、届出者の最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。）又は届出者の財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものをいう。なお、届出者が特定組合等（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第１項第４号に規定する特定組合等をいう。）である場合はその業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）又は当該業務執行組合員の最終親会社等を記入すること。

14　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（対内直接投資等に関する政令第３条の２第１項第３号から第５号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

15　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄及び「７　届出時に届出者と特別の関係にあるもの」欄中「届出者との関係」において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

16　「７　届出時に届出者と特別の関係にあるもの」欄については、届出者が本届出書により社債（対内直接投資等に関する政令第２条第９項第１号に規定する社債をいう。）を取得しようとする場合において、届出者と特別の関係にあるもの（届出者を対内直接投資等に関する政令第２条第19項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。）が当該社債を所有しているとき又は当該社債の発行会社に対して金銭の貸付け（法第26条第２項第６号に規定する金銭の貸付けをいう。）を行つているときに記入すること。

17　届出者が発行会社の株式又は持分のすべてを所有している場合には、「８　その他の事項」欄にその旨を記入すること。

18　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

２　銀行等又は資金移動業者の記入欄（外国為替及び外国貿易法第17条（第17条の３において準用する場合を含む。）に基づき確認を行う場合に記入を要するものとする。）

為替取引を行つた年月日	金　　額	銀行等又は資金移動業者確認印

（日本産業規格Ａ４）